

広島の国保

ひろしまの

国保



2023
No.819

7

ときめきウオーキング

大崎上島町

潮待ち風待ちの島でのんびり島散歩



特集 ひろしま 共・育・力

廃校で歯科診療 高齢者を笑顔に

往診歯科おだ（東広島市）

健康ZoomUp

多様な症状 コロナ後遺症にご用心

● 広島県国保診療施設協議会事業報告

令和5年度第1回看護管理者研修会及び事務研修会

● 国保連合会事業報告①

令和5年度徴収事務初任者研修

● 国保連合会事業報告②

令和5年度第三者行為求償事務研修会（基礎編）

● 国保連合会職員募集

特集

- 2 **ひろしま 共・育・力** Vol.02
**廃校で歯科診療
高齢者を笑顔に**
往診歯科おだ（東広島市）



報告

- 6 広島県国保診療施設協議会事業報告
令和5年度第1回看護管理者研修会及び事務研修会
- 7 国保連合会事業報告①
令和5年度徴収事務初任者研修
- 9 国保連合会事業報告②
令和5年度第三者行為求償事務研修会（基礎編）

連載

- 11 レセプト点検のポイント 医科点数表について
- 12 国保連合会職員募集
- 13 **健康ZoomUp** 第2回 コロナ後遺症

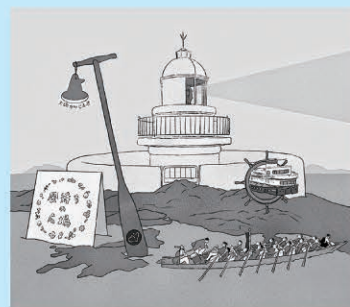
多様な症状 コロナ後遺症にご用心

- 15 **ときめきウオーキング** 第2回 大崎上島町

潮待ち風待ちの島で のんびり島散歩

- 17 国保連合会の主な行事予定
令和5年7・8月
実施状況
令和5年4月16日～6月15日
- 18 Special Thanks

今月の表紙 大崎上島町



イラスト／ナカムラケイタロウ

瀬戸内海に浮かぶ大崎上島の島影と「中ノ鼻灯台」を背景に、権伝馬競漕、風待ちの広場の看板、フェリーを模した外観の「木江ふれあい郷土資料館」などをあしらい、大崎上島町の魅力をコラージュしました。

廃校で歯科診療 高齢者を笑顔に

東広島市河内町小田は、山あいにある人口500人弱の地区。広島市の都心部で歯科クリニックを運営していた山木戸隆子院長は2014年、小田地区の元小学校の廃校舎の教室で「往診歯科おだ」を開業。この地域で唯一の歯科治療の拠点として、歯を通じた健康づくりに力を入れています。その活動内容や取り組みについて山木戸院長に聞きました。



自分の歯で食べたり笑ったり、 「生きる喜び」を支えたい



庄野保子さんは99才でも
下の歯は全部自分の歯。
長寿の秘訣は健康な歯!

「歯科診療を通して地域の皆さんの笑顔を支え続けたい」。そう語り始めた山木戸院長は広島県坂町の出身。父が広島大学医学部教授、母が開業医の家庭で育ち、自然の流れで自身も医療分野を志すようになりました。

進学先に選んだのは広島大学歯学部。「歯の健康は、全身の健康の土台。身近な問題でありながら、奥が深い。そこに興味を持ちました」と理由を話します。

全人的医療を学ぶ

卒業後は広島大学病院の小児歯科へ。ここで学んだのは、特定の部位や疾患に限定せず、患者の気持ちや生活環境を含めて幅広く考慮して治療に当たる「全人的医療」の大切さでした。乳歯から永久歯への生え変わり、虫歯、歯並びの矯正など、成長段階にある小児は歯の状況が変わりやすく、変化に合わせた治療が必要になります。「歯の磨き方はもちろん、食生活の指導を

することも少なくありません。指ししゃぶりなどの癖があれば、家庭環境にも注意が必要でした。ただ目の前の症状を診るだけでなく患者さんの生活そのものを診る。地域医療に欠かせない視点を身に付けることができました」。

その後、海外留学を経て1999年、広島市都心部の大型商業施設で歯科クリニックを開業。多くの歯科衛生士を雇い、日曜日にも診療を行うなど、歯科治療に追われる日々を過ごしました。

転機になったのは次男の不登校でした。学校へ連れていっても、クリニックで働いている間に自宅に戻ってくる。そんな状態が続いていきました。一時はクリニックを人に任せ、次男を見守るとともに、スクールカウンセラーに相談に行ったり、不登校の子どもがいる親の集まりに通ったりするなどして、改善の方策を探りました。「あの頃は歯科業界の厳しい競争にさらされる中で、人の心に寄り添う姿勢を見失っていたのかもしれない」と振り返ります。都心のクリニックを手放して地域に根ざした歯科医療を実践しようと、母の故郷で、以前から行き来があった東広島市河内町での開業を決意。知

人の紹介で、開業の場として見つけたのが、かつてあった河内町立小田小学校の廃校舎でした。

設備に工夫 廃校舎で開業

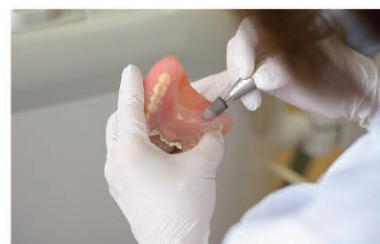
河内町立小田小学校は1873(明治6)年に創立し、2004(平成16)年に閉校。131年間の歴史を持ち、3000人以上の卒業生を送り出しました。その後、廃校舎は地域センターとして活用され、料理教室やいきいき百歳体操などが定期的に開かれ、現在に至ります。

その廃校舎の2階の一教室を借りて山木戸院長は2014年、「往診歯科おだ」を開業しました。歯科医院では診察台、洗面洗口台、消毒台など、さまざまな箇所まで水を使うため、その水を流して排出する床下配管が重要です。テナントビルなどで開業する場合は、配管スペースを設けるため、床全体を約30cmを底上げする工事を行う必要があります。工事費などのコストがかかります。

しかし、「往診歯科おだ」では、うがい用の設備を洗面ボウルとホース、バケツを組み合わせて代用。空き教室に診察台1台を置き、歯科用ドリルやバキューム、コンプレッサーなどは持



診察、会計、工具を使つての入れ歯の調整まで一人でもこなす



保育所などへの往診や健診に奔走する山木戸さん

ち運びのできるポータブルタイプとすることで、初期費用を抑え、往診にも活用することが可能になりました。

歯科保健指導に注力

開業し、日数が経つにつれ、いきいき百歳体操を行うために廃校舎を訪れる人などを中心に利用者が少しずつ増えました。そのほとんどが、かつてこの学校に通った高齢住民。山木戸院長は外来を基本としながら、通院できない人には訪問診療を行うほか、診療所への送り迎えをすることも少なくありませんでした。

歯周病や虫歯、義歯の調整といった治療はもちろん、重視しているのは、口腔ケアの指導やアドバイスです。「食べる、話す、笑う。人生を豊かに過ごす基本はお口の健康にあります。口腔管理の大切さを知ってもらい、口腔機能を維持・増進するための指導や啓発に力を入れています」。

その一つが、舌の筋肉を鍛える口腔体操の指導です。発声しながら口を動かす「パタカラ体操」などを通して食べたり、飲み込んだりする機能の向上をサポート。「飲み込む力が衰え、食べ物などが誤って気管に入ること、付着した細菌が肺に感染する『誤嚥

『性肺炎』は高齢者の死因の一位。また、かむ力が低下するとだ液の量が減り、ドライマウスに陥りやすくなり、食事が摂りにくく、低栄養の一因にもなります」と説明します。

対話や交流も大切に

歯科指導に加え、治療前後のコミュニケーションも大切にしていることの一つ。一人暮らしの高齢者も少なくないため、ちょっとした会話から、体の具

心に向き合い 暮らしに寄り添う

合や生活状況を察知するよう心掛けています。気さくで朗らかな人柄と丁寧な診察が口コミで評判となり、多くの住民が治療や定期健診を受けるようになりました。

人口減や過疎化の影響もあり、開業10年目の現在は毎週水曜に診察を実施。前日までの予約制を基本としています。取材した日には町内に暮らす泉本里江さん(82)、博文さん(88)が入れ歯の調整に来院。里江さんは

「ここには7、8年前から来ています。歯のことだけじゃなく、『今日はちょっと血圧が高めなんよ』とか、何かと相談し、食事のこととかアドバイスもらってます。おかげで、歯も体も健康です」と笑顔で語ります。50代のころにすい臓がんを患い、内臓を六つ摘出



泉本さんご夫婦

した経験のある博文さんも自分の口で食事できるのももちろん、自力で廃校舎の階段を上り下りできるほど元気です。山木戸院長は「階段の勾配が緩やかなのは元小学校の良さの一つ」と付け加えました。

次にやって来た村上小登美さん(93)

は虫歯の治療をきっかけに3年前から定期的に通院。この日は新調した入れ歯を受け取りに来たとのことで、「こんな感じでどう?」と声を掛けながら、入れ歯をはめては外し、念入りに調整しました。帰り際に小登美さんは「畑に植えとる桃ができた、持ってくるけんね」。

距離の近さを感じさせる一コマでした。

その後、福祉施設に往診に出掛け、施設に同居している庄野保子さん(99)の口腔状況をチェックし、ここでも入れ歯を調整しました。

この日はさらに、近隣の河内西保育所を訪問。数日前に、すでに歯の定期健診は終えましたが、当日たった一人でも欠席した子どもがいた場合は再訪するという山木戸さん。きめ細やかな対応が喜ばれ、保育士や保護者からも厚い信頼を得ています。

福祉施設の運営も支援

こうした「往診歯科おだ」の運営と治療に加え、2020年からは知人の依頼を受け、福山市にある高齢者介護施設の代表も兼務。老人ホームやデイサービス施設などを擁し、30人前後の高齢者が利用し、約75人の職員が勤める介護施設の運営にも当たっています。

「歯科と福祉では分野は少し違いますが、高齢者のQOL(生活の質)を支える点では同じ。どちらにも全力で取り組み続け、地域の健康づくりに貢献していきたいですね」。山木戸院長の活動はこれからも続きます。



自らが代表を務める福山市の高齢者介護施設で

令和5年4月27日(木)(ウェブ開催)

令和5年度第1回看護管理者研修会及び事務研修会

広島県の医療を取り巻く情勢を学ぶ

地域医療構想と今後の医療提供体制について

広島県健康福祉局医療介護政策課

課長 今井 真由美氏

今井氏は「医療を取り巻く情勢」「今後の地域医療構想について」「広島県の医療機能強化に向けた取組」「2040年に向かって」の4構成で説明されました。

医療を取り巻く情勢として、「人口構造の変化が疾病構造や社会環境を変化させ、医療・介護にも変化をもたらしている」と述べられ、今後の重要点を医療需要面と医療提供面に分けて解説されました。まず、医療需要面では、「慢性疾患により複数の疾病を抱える高齢者に、生活の質の維持・向上を目的とした、”治し支える医療・介護”が必要である」と述べられました。次に医療提供面では、「病院単独で提供する医療ではなく、病院・施設を含めた、地域全体で支え

るネットワーク型医療・介護が必要であることその他、減少する労働力と限られた医療介護資源の中で医療の質を維持・向上させていくことが重要である。また、人口推移等地域差が生まれているので、一律の施策ではなく地域の実情に応じて、関係者が地域で考えていくことが重要となってくる」と述べられました。

このような背景を踏まえ、「『地域医療構想』を策定し、団塊の世代が75歳となり、医療・介護需要が急激に増加する2025年に備え、地域の実情に応じて医療機関の役割分担や病床数の調整を行うことが重要である」と解説されました。

また、広島県でも、2016年3月に「広島県地域医療構想」が策定されており、「病床の機能の分化及び連携の促進」「在宅医療の充実をはじめとした地域包括ケアシステムの確立」「医療・福祉・介護人材の確保・育成」に関する施策の方向性について解説されました。その後、地域の協

議の場で、それぞれの医療機関の機能

のあり方や他の医療機関との連携について協議が進められていることの説明があり、広島県で取り組まれた事例を3つ紹介されました。1つ目に、備北メディカルネットワーク(地域医療連携推進法人)の設立について「中山間地域(三次市・庄原市)は医療機関が数少なく、それぞれの医療機関が地域の核となっているため、財務・人事等に係る権限など、既存のガバナンスに影響されない、ゆるやかな連携が図られている」と説明されました。

2つ目に、広島圏域北部地域(広島市北部、安芸高田市、北広島町、安芸太田町)の医療機能の分化・連携について説明され、「医療機関の機能分化と連携強化」、「へき地への医師派遣及び若手医師の確保・育成」「連携促進を目的としたICTを活用した情報のネットワーク化」「老朽化施設の建替え」など広島圏域北部地域の課題解決に向けた5つの方策について解説されました。3つ目に、尾三圏

域(三原市・尾道市・世羅町)について、特に人口減少・高齢化のスピードが速く、医師不足・建物の老朽化も懸念された三原市の医療機関の統合について説明され、「統合により消化器系と整形外科系の医師・看護師などの医療スタッフが充実し、救急対応能力が強化された」と述べられました。

さらに、高度医療・人材拠点を整備し、「高い水準の医療を県民に提供できること」全国から若手医師を確保し、中山間地域を含めた医師派遣の仕組みにより、「地域の医療を持続的に確保することができると」を2つの柱とする、広島県の医療機能強化についても説明されました。

今井氏は最後に、少子化による急速な人口減少と高齢者人口がピークに達する2040年を展望し、2025年に向けて「『地域医療構想の実現等』『医師・医療従事者の働き方改革の推進』『実効性のある医師偏在対策の着実な推進』の三位一体の着実な推進が重要である」と締めくくられました。



広島県での地域医療構想の状況について解説された広島県健康福祉局医療介護政策課 今井課長

令和5年度徴収事務初任者研修

徴収事務の基本姿勢や実務について学ぶ

開会にあたり、広島県総務局税務課の早川泰広参事があいさつされ、「本研修では、まず前提となる国税徴収法を踏まえ、税徴収の実務を学びます。税徴収に携わる皆さんは税についてきちんと説明できる知識を身に付け、滞納者の状況を常に意識して公平公正な対応していくことが求められます。本研修の学びが有意義なものになりますことを祈念いたします」と述べられました。

○税務情報と守秘義務

早川参事は続いて、税務情報と守秘義務について講義されました。

最初に、「税徴収に携わる職員は全体の奉仕者であることを自覚し、公正な職務の遂行にあたるとともに、私生活においても自己管理を図っていく必要があります」と、地方公務員法に定義されたサービスの根本基準や徴収職員に課せられた制約について説明されました。



徴収職員の心構えにも言及された早川参事

また「徴収職員は、納税者の生活や事業の実態など秘匿性の高い情報を取り扱うため、地方公務員法だけでなく地方税法でさらに厳しく守秘義務が課せられています」と守秘義務違反につながる事例を示し、「職務上知り得た個人情報家族や知人、職場のOBであっても話さない」「判断に迷う時は1人で悩まず、上司に相談する」など守秘義務違反を犯さないための留意点を挙げられました。さらに税務の職場で起こり得る不正行為とその原因、細心の注意を要する個人情報の取り扱いや情報漏えいを防ぐための工夫にも言及し、注意を促されました。

○総説

次に広島県総務局税務課の杉本美穂子主査が、租税と公課に関する基本法「国税徴収法」の概要を講義されました。

まず、徴収法の目的に触れ、「徴収職員は大多数の納期内納税者との公平性を常に意識して仕事をしなければなりません。滞納者に対しては早期完納を促し、毅然とした対応が求められることから、強力な権限が与えられているのです」と強調されました。

その上で徴収法の3つの特色として「国税債権の確保」「私法秩序の尊重」「納税者の保護」についてを挙げ、国税・地方税はその他の債権に先立って徴収できる「国税の優先権」や、徴収職

員自らの権限で強制的に債権を回収することができる「自力執行権」が付与されている一方で、「国税の優先権の制限」および滞納処分に当たり「第三者の権利の保護」の措置が取られていること、納税者の保護を図るため「納税の緩和制度」や「超過差押え・無益な差押えの禁止」などが規定されていることを説明されました。

さらに、徴収手続きの流れをフローチャートで示し、「私達の仕事は、催告や折衝など様々な形で滞納者の意



国税徴収法の概要を解説された杉本主査

識を変えていく『租税教育』の視点が大事です」と話されました。

○財産の調査・差押え

続いて杉本主査は滞納処分を執行するにあたり、滞納者の納税資力を見極める「財産調査」や、滞納処分第一段階として行われる「差押え」について講義されました。

「財産調査は滞納処分の対象となる財産の把握にとどまらず、滞納になった経緯や原因を把握し滞納処分を要するかどうかの判断、また滞納者の代わりに第三者に納税義務を負わせる第二次納税義務や納税の緩和制度の要件を調査する上でも重要です」と話され、財産調査のために徴収職員に与えられた権限として「任意調査としての質問および検査」「強制調査としての捜索」「出入禁止」の3つを挙げて詳しく解説されました。

さらに「法令に基づき、地方税の場合は原則として納期限から20日以内に督促し、督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納しないときは、滞納している人の財産の差押えが可能です」と差押えの要件や対象となる財産の選択基準、財産区分に応じた差押え手続きと効力、差押えを解除する場合の手続きなどをていねいに説明されました。

○交付要求・差押え財産の換価および配当

広島県総務局税務課の櫻浩代主査は、滞納者の財産に対して差押え等の強制換価手続きが行われた場合に、強制手続に参加して配当を求める「交付要求」について解説されました。「交付要求」には、強制換価手続きや対象財産の種類を問わず行うことができる狭義の交付要求と、参加差押えとがあります」と、狭義の交付要求と参加差押えの相違点や手続き、効力や制限などについて説明されました。「交付要求が複数行われた場合は、先に行った交付要求が優先されますので、できるだけ早く交付要求をすることが大切です。また、税が完納され参加差押えを解除した時は、登記抹消の手続きを忘れないよう気を付けてください」と強調されました。

次に、差押えた財産を売却して金銭に換える「換価」の手続きと効果・



交付要求などの要点を説明された櫻主査

制限、換価代金等を滞納税に充当する「配当」の原則と手続き、国税・地方税・私債権が競合する場合の調整・優先順位、不動産売却等における暴力団員等の買受け防止措置などを解説されました。

○納税義務の拡張・猶予制度

続いて櫻主査は、納税者本人から徴収が困難な場合の「納税義務の拡張」や、災害・疾病・事業の休廃止等の事情で一時に納税することができない場合の「納税の猶予制度」について解説されました。

納税義務の拡張として、大きく分けて「相続などによる納税義務の承継」「連帯納税義務」「第二次納税義務」の3つについて義務が発生するケースや負担範囲、令和2年の民法の改正点などポイントをわかりやすく説明されました。

また、納税の猶予制度については「徴収猶予」「換価の猶予」「滞納処分の停止」「納税の猶予の場合の延滞金の免除」の各要件や通知方法、申請手続き、徴収猶予・職権による換価の猶予・申請による換価の猶予の相違点などを説明され、「滞納者との折衝では安易に『猶予できる』『免除できる』と言わないこと。その時の財産状況を段階的に見極めることが大事です」と助言されました。

○徴収実務者体験談

最後に徴収実務に携わって3年目の西部県税事務所滞納整理第一課の箕浦悠一郎主事が、これまで対応され印象に残った滞納整理の事例から経験談を語られました。

箕浦主事は経験から学んだこととして、「滞納者の業種や生活状況等によって折衝方法や滞納整理の進め方が異なること」「基本的に早期着手が必須だが、優先順位をつけることで効率的に整理ができること」を挙げられました。また、滞納整理について、「預金差押だけでなく、取引先に係る売掛金の差押え等、案件に合わせた効果的な差押えをすべき」と指摘。さらに、「3年目の現在は目先の滞納整理だけでなく、滞納歴のある方には早期に催告、調査、差押えを行うことで、今後滞納が発生しない滞納整理を心掛けていきます」と結ばれました。



徴収実務の体験談を披露された箕浦主事

令和5年度第三者行為求償事務研修会(基礎編)

求償事務の流れや具体的な取り組みを学ぶ

開会にあたり本会の木村辰也審査事業部長があいさつに立ち、「国においては、第三者行為求償事務のうち、訴訟・調停など法的手続きが必要な専門性の高い事案や、第三者の行為による保険給付が複数の市町の被保険者に生ずる広域性のある事案などを市町の委託を受けて都道府県が実施可能とする法改正が予定されています。」

また、求償事案の早期発見に向け、関係機関との連携体制の構築や職員の知識の向上など、第三者行為求償事務の更なる取組強化を求められているところです。

これらを踏まえ、本会としても、保険者への傷病原因調査の支援や研修会・意見交換の場を設けるなど、県、保険者と連携し支援の充実に図ってまいります。本日の研修会が皆様方にとって実り多いものとなりますよう祈念いたします」と述べました。

第三者行為求償事務の取組強化について 「国民健康保険の安定的な財政運営の推進」

広島県健康福祉局国民健康保険課

主査 石川 貴美氏

石川氏はまず、第三者行為求償の目的として、「二重利得の防止」「不法行為責任」「公平・公正な財政確保」の3つを挙げ「保険者は責任主体として適切に権利を行使して第三者に請求し、保険者本体の役割を果たす必要があります」と述べられました。

また、広島県における傷病届の提出や、国保連合会の受任件数の求償額の推移などを示した上で、担当職員の求償事務への意識や基礎知識・専門性等が不十分な場合があること、傷病届が提出されていない等の理由により加害者に対する求償が行われていないケースがあるなど、現状の課題

を指摘し、「国保の安定的な財政運営には第三者行為求償事務の適切な実施が欠かせません」と強調されました。

具体的な取り組みとしては、市町における組織的な対応および職員等の知識の向上を目的とした研修会の開催のほか、求償を行うべき案件を確実にキャッチするため、ポスター等さまざまな媒体を活用して被保険者からの傷病届の提出を促す取り組みの徹底、レセプトへの「10 第三」記載の協力依頼などを含め診療報酬明細書や各種支給申請書等からの発見、今年5月の国民健康保険法の一部改



第三者行為求償事務の取組強化を訴えた石川主査

第三者行為求償事務の取扱いについて

広島県国民健康保険団体連合会
審査事業部求償室

主査 下田 雅也氏

正で官公署に対し必要な事項について資料提供等を求めることが可能になったことから消防や地域包括センター・警察・保健所等の関係機関とのさらなる連携強化を挙げ、「資料提供の求めを行う際は、関係機関等と調整を行い、個人情報等の取扱いに注意しながら進めてください」と結ばれました。

下田氏は、はじめに「保険給付の対象となる疾病、負傷、死亡等の保険事故については、その事故が第三者行為の結果を生じたものであっても保険給付の対象となります。そして、①給付事由が第三者の不法行為によって生じたこと②その事故に対し、すでに保険給付を行ったこと③当該保険者の第三者に対して有する損害賠償請求権(私債権)が現に存在していること」の3つの要件を満たしていれば、保険者は給付の価額を限度に第三者に対する損害賠償請求権を代位取得することが規定されています」と、国民健康保険法等に基づく損害賠償請求権の「代位取得」について解説。損害



第三者行為求償事務の概要を解説した下田圭章

保険の種類と補償範囲や代位取得した損害賠償請求権に基づいて行う求償事務処理の流れ、必要な書類、介護保険の求償とのつながりなど第三者行為求償事務の概要を説明しました。

次に、本会による支援として、求償事務研修会等の開催や巡回相談、第三者行為の疑いがある被保険者リストの提供、保険者が行う第三者行為の傷病原因調査の支援や困難な求償事案について訴訟等による解決を図る場合の法的手続きの支援などを挙げ、「更なる取り組み強化のため、本年度から新たにブロック別意見交換会の実施、情報提供では、後期高齢者医療・介護保険の第三者行為突合リストや求償事案の進捗状況の提供並びに求償事例の情報共有を行います」と新規事業や各種支援内容を紹介。また、「第三者行為はさまざまな種類とケースがあり、なかなか判断が難しいものです。これらの支援は無償で実施していますので、いつでもお気軽にご相談ください」と呼びかけました。

第三者行為求償事務
について
はじめに
覚えておきたいこと

演 講
第三者行為求償事務アドバイザー
杉本 真希子 氏

杉本氏は、「第三者行為求償事務に携わる皆さんには、まず求償の流れ、やるべきことを掌握することが大切。次に保険の種類について、ある程度把握した上で、専門用語を専門用語と思わず、業務に必要な用語として覚えるところから始めてください」と前置き、第三者行為によって生じた医療給付について、保険者の求償先として加害者、自賠責保険、任意保険の3つを挙げ、それぞれの事務処理の流れとその起点となる傷病届提出の流れ、また任意保険会社・加害者との折衝・対応の流れをフロー図で解説されました。

「求償事務で大事なのは『後回しにしない』『一案件について、今後、どのようなことが想定されるのか考える』ことです。傷病届を受理したら、まず保険者や相手方、求償先の確認を行い対応先がわかったら事故状況や治療状況を確認しましょう。そして、事故状況から今後の流れを予測、求

償先の変更の可能性を予測するなどシミュレーションをしてください」。

さらに、相手方（加害者）へ直接求償する場合の注意点や被保険者に傷病届の提出を促す際に確認すべき事項、求償金額を決める3つの要因「私病分離」「過失割合」「素因減額（既往症減額）」の考え方と必要対応、担当職員の一泊（求償実務例）、傷病届勧奨文書を送付しても連絡がない被保険者への対応、医療費以外に保険者が求償すべきもの、労災が疑われる事故例や第三者行為に相当するか調査・検討が必要なケースなど、さまざまな事例を挙げながら実務・対応の留意点を説明されました。「第三者行為、つまり誰かによって怪我をさせられたとき、その医療費を支払ったのが誰かということは、重要な問題になります。その医療費は、民法709条による損害賠償金になるからです。一部負担金を支払ったのが第三者（加害者および加害者の加入する保険会社）の場合、被保険者が高額療養費や補装具（療養費）の申請をしても、給付は不可。医療費を支払ったのが第三者の場合、被保険者が特別療養費の申請をしても給付は不可です。第三者行為に該当するのに、誤って給付をしてしまう事例が散見されるので、窓口で対応する場合、申請書から第三者行為求償対象者を見逃



第三者行為求償事務に携わるための要点を説明された杉本氏

さず、傷病届の提出につなげることが重要です」。

また、最後に求償事務が停滞しがちなケースとして、①求償先が相手方への直接求償の場合（自賠責保険↓相手方に変更した場合）②過失割合など、相手方と合意できない場合③弁護士対応になった場合④求償したが、相手方の支払いが滞っている場合の滞納繰越になっている案件についての処置⑤保険者裁量とされる場合の5つのケースを挙げられ、担当職員には手引きを参考に自分で丹念に調べながら進めていくことや管理者には孤立しがちな担当職員が相談できる環境づくりを要望。その上で、「全ての判断は、保険者裁量になりますから、債権の最終責任主体である保険者が自覚を持ち、取り組むことが重要です。求償事務は成果が見える仕事。皆さんの努力は必ず報われますので、ぜひ前向きに取り組んでください」と励ましの言葉で締めくくられました。

医科点数表について

事例 投薬 通則5 湿布薬の投薬について

令和5年4月診療分 【医科外来分】 医療機関名 A 医院

傷病名	(1) 腰痛症	診療開始日	(1) R5.4.3	転帰		診療実日数	1日
②③	ジクトルテープ75mg 湿布薬の1日用量又は投与日数（薬剤料）；35日分	63枚 —70枚—	982×1 —1,091×1—				

第5部 投薬 通則5

入院中の患者以外の患者に対して、1処方につき63枚を超えて湿布薬を投薬した場合は、区分番号 F000に掲げる調剤料、区分番号 F100に掲げる処方料、区分番号 F200に掲げる薬剤（当該超過分に係る薬剤料に限る。）、区分番号 F400に掲げる処方箋料及び区分番号 F500に掲げる調剤技術基本料は、算定しない。ただし、医師が疾患の特性等により必要性があると判断し、やむを得ず63枚を超えて投薬する場合には、その理由を処方箋及び診療報酬明細書に記載することで算定可能とする。

（通知）湿布薬の63枚超投薬について

「通則5」の湿布薬とは、貼付剤のうち、薬効分類上の鎮痛、鎮痒、収斂、消炎剤（ただし、専ら皮膚疾患に用いるものを除く。）をいう。

疑義解釈資料の送付について（その47）（事務連絡R5.4.5）

問2 湿布薬については、1処方につき63枚の上限枚数となっているが、ジクトルテープ75mgを「腰痛症、肩関節周囲炎、頸肩腕症候群及び腱鞘炎における鎮痛・消炎」の目的で使用する場合も同取扱いの対象となるか。また、ジクトルテープ75mgを含め、処方された湿布薬全体の合計上限枚数が63枚ということか。

（答） そのとおり。本剤は、当該取扱いに該当している既存の製剤とは異なり、製剤上の工夫により全身作用を有する経皮吸収型製剤であり、薬効分類が解熱鎮痛消炎剤である。ただし、本剤は当該取扱いに該当する医薬品と同様の「効能又は効果」も有している貼付剤であることから、「腰痛症、肩関節周囲炎、頸肩腕症候群及び腱鞘炎における鎮痛・消炎」の目的で使用する場合は対象となる。また、医師が疾患の特性等により必要性があると判断し、やむを得ず63枚を超えて投薬する場合には、その理由を処方箋及び診療報酬明細書に記載することで算定可能とすること。

また、「各種がんにおける鎮痛」の目的で使用する場合は、当該取扱いの対象とならない。

医薬品情報

ジクトルテープ75mg

【薬効分類】 解熱鎮痛消炎剤

【標榜薬効】 経皮吸収型持続性疼痛治療剤

【効能・効果】 各種がんにおける鎮痛。腰痛症、肩関節周囲炎、頸肩腕症候群及び腱鞘炎における鎮痛・消炎。

解説

事例は、腰痛症に対して、薬効分類が解熱鎮痛消炎剤であるジクトルテープ75mgを1処方70枚算定していますが、やむを得ず63枚を超えて投薬する理由等の記載がないことから、上限枚数の63枚での算定となります。

なお、ジクトルテープ75mgは、効能効果に「各種がんにおける鎮痛」もあり、がんに対する鎮痛の目的で使用する場合は、この取扱いの対象外となります。

国保連合会職員募集

令和5年度 職員(一般事務)採用案内

試験日 令和5年9月3日(日)

1 採用予定人員

5名程度

2 職 種

一般事務

3 主な職務内容

- (1) 国民健康保険、後期高齢者医療制度及び介護保険等に関すること
- (2) 診療報酬等の審査支払に関すること
- (3) 市町等が行う健康づくり事業等の支援に関すること
- (4) 各種情報システムの運用・管理に関すること
- (5) 本会の総務・会計に関すること等

4 服 務・給 与

本会の職員服務規則及び給与規則による。

5 受 験 資 格

令和6年4月1日時点で35歳未満の者で次のいずれかに該当する者

- (1) 学校教育法に基づく大学、短期大学、専門学校を卒業した者又は令和6年3月31日までに卒業見込みの者
- (2) 受験申込時点で、学校教育法に基づく高等学校を卒業している者

6 試験の申込

- (1) 提出書類
 - ① 受験申込書(本会のホームページからダウンロード)
 - ② 返信用封筒(長3封筒:縦23.5cm、横12cm、84円切手貼付)

※ 郵送による申込の場合は、封筒に「受験申込」と朱書きし、裏に申込者の住所・氏名を明記した上で、特定記録又は簡易書留により提出してください。
- (2) 申込受付期間
令和5年7月3日(月)～8月8日(火)

7 試験日時

- (1) 書類選考
- (2) 1次試験(教養試験、適性検査、小論文試験)
令和5年9月3日(日) 午前10時
- (3) 2次試験(面接試験)
令和5年9月28日(木)・29日(金)
(2日間のいずれか1日)

8 試験会場

- (1) 1次試験
国保会館 会議室
(広島市中区東白島町19-49)
- (2) 2次試験
国保会館 会議室
(広島市中区東白島町19-49)

9 合格発表

- (1) 1次試験 令和5年9月14日(木)
(合格者の受験番号を本会のホームページに掲載するとともに、合格者にのみ結果等を文書で通知します。)
- (2) 最終合否 令和5年10月下旬
(合格者の受験番号を本会のホームページに掲載するとともに、受験者全員に結果を文書で通知します。)

10 採用予定年月日

令和6年4月1日

11 注 意 事 項

- (1) 駐輪場、駐車場の用意はございません。
ご来場の際は、公共交通機関をご利用ください。
- (2) 車椅子の使用等、受験上の配慮を必要とする場合は、申込の際に必ず本会総務課に連絡してください。
- (3) 自然災害等により試験の延期、会場の変更、開始時刻の繰り下げ等を行う場合は、本会のホームページでお知らせします。

12 申込・問合せ先

〒730-8503
広島市中区東白島町19-49 国保会館
広島県国民健康保険団体連合会
総務課
☎082-554-0770

詳しくは、ホームページをご覧ください。

【ホームページアドレス】

<https://www.hiroshima-kokuhoren.or.jp>



吉島病院

総合内科・総合診療科医長

岸川 暢介さん

新型コロナウイルスに感染後、回復してからも長く続く

「後遺症(罹患後症状)」に悩む人が増えています。

症状の特徴や注意点について吉島病院で

総合内科・総合診療科医長を務める岸川暢介さんに聞きました。

多様な症状 コロナ後遺症にご用心

コロナ後遺症とは どんなもの？

新型コロナウイルス感染症にかかった場合、ほとんどの人は時間経過とともに症状が改善します。しかし、一部の人で症状が長引く場合があることが分かっています。

原因や特徴は？ 変異株による 違いはあるの？

後遺症がなぜ起こるのか。その原因ははっきりとは分かっていませんが、仮説として「新型コロナウイルスによる過剰な炎症が続いている」「新型コロナウイルスに感染したことで免疫系等の機能不全が起きている」「間違っただけの体の組織を攻撃してしまう『自己抗体』によって引き起こされる」といった要因が挙げられている。

新型コロナウイルスの後遺症とは、新型コロナウイルス感染症に罹患した後に、「感染性は消失したにもかかわらず、他に原因が明らかでなく、罹患してすぐの時期から持続する症状」「回復した後新たに出現する症状」「症状が消失した後再び生じる症状」を指します。

代表的な後遺症は、疲労感、倦怠感、関節痛、筋肉痛、咳、喀痰、息切れ、胸痛、記憶障害、味覚障害、嗅覚障害、動悸、下痢、腹痛、睡眠障害などさまざまです。

このほか、人の話や書いてあることが理解できず、理解しようとしたら疲れたり、普通では間違えないことを失敗したりするといった症状もあります。



特に多いのは倦怠感で、疲れやすくて体が重いという訴えが多くあります。中には、動くのも辛くて、日常生活に支障をきたし、職場や学校に通うのが難しくなるケースも少なくありません。症状が重く、入院を余儀なくされた患者もいます。

今年5月、厚生労働省が公表したデータでは、同月8日時点で全国7200の

医療機関が後遺症

に悩む人を診断

していることが

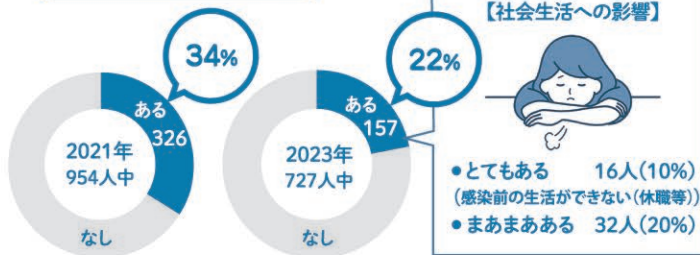
分かりました。

岸川 暢介さん

広島大学医学部医学科卒業。広島赤十字・原爆病院、九州大学病院、広島大学病院、広島大学講師などを経て2022年より現職。



コロナ後遺症の有無



【社会生活への影響】

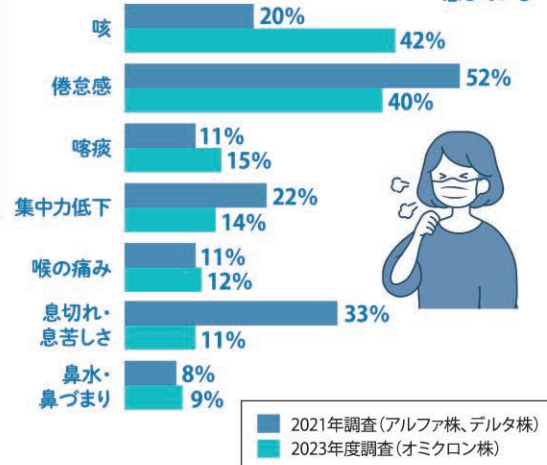
- とももある 16人(10%)
(感染前の生活ができない(休職等))
- まあまあある 32人(20%)

コロナ後遺症の持続期間



コロナ後遺症の主な症状

約7割が
複数の症状を
感じている



出展：広島県「新型コロナウイルスの後遺症についての実態調査」より

広島県の コロナ後遺症の 特徴と傾向は？

広島県は今年2月、2022年1～8月に感染した県民26,233人を対象にアンケート調査を実施し、727人が回答。その結果、オミクロン株の感染歴のある人のうち、22%に後遺症があったと

受診のタイミングや 治療法を教えてください！

後遺症が疑われる症状があり、日常生活に支障があったり、2～3週間続いたりする場合は、かかりつけの病院など、身近な医療機関にまず相談しましょう。

後遺症に対して特効薬はまだありません。治療法もまだ確立していない状況で、呼吸器症状や循環器症状など、さまざまな症状に合わせた対症療法を行うのが基本です。

後遺症や発症期間には個人差がありますが、多くの人は発症後半年以内には後遺症は収まってい

発表しました。

後遺症のある人のうち、社会生活への影響は「とてもある」が10%、「まあまあある」が20%と回答。症状は「咳」や「倦怠感」、次いで「喀痰」「集中力低下」「喉の痛み」を挙げています。

症状が一つのみと回答した人は32%。約70%が複数の症状を感じており、中には診療科をまたぐ症状を感じる人もいました。

ます。ただし、新型コロナウイルス感染の後遺症だと思っても他の病気が隠れている場合もあるので要注意です。罹患後に胸苦しさがあり、かかりつけ医に診てもらったら不整脈だったというケースなどが報告されています。後遺症の発症により、基礎疾患が悪化するケースもあります。

また、後遺症の予防に関しても明確な方法はありませんが、厚生労働省によれば、新型コロナウイルス感染症前のワクチン接種が、後遺症の発症を減少させる可能性を示唆する研究が報告されているようです。

いずれにせよ、新型コロナウイルスに感染しなければ、後遺症も

後遺症かもと思ったら

後遺症の可能性

- 日常生活に支障
- 症状が2～3週間続く

受診・相談

身近な医療機関(かかりつけ医)

必要に応じて紹介

後遺症連携病院(22病院・非公開)

※広島県の場合

発症しないので、まずは感染予防が基本。「5類感染症」に移行した現在も手洗いや消毒などの感染予防を継続して行いましょう。

年代別では40代(33%)、50代(32%)が多く、感染時に「中等症・重症」の人、感染時の症状数が5つ以上ある人、基礎疾患のある人は後遺症を発症する割合が高くなっています。

後遺症の持続期間は「1～2か月」が43%、「3～5か月」が22%、「半年から1年」が20%、「1年以上」が13%でした。

潮待ち風待ちの島でのんびり島散歩

第2回
大崎上島町

ときめき ウォーキング

大崎上島町観光案内所

カラフルな天井と壁一面に描かれたクジラの絵がお出迎えしてくれます。スタッフが手がけたアート作品と大崎上島のお土産が並び空間には島ならではのゆったりした時間が流れています。島めぐりに役立つMAPなどもあるのでぜひ寄ってみて。

営業 8:30~17:00 休 不定休、年始
TEL 0846-65-3455

毎月第二土曜日は、観光案内所の前が歩行者天国になって「風待ちの広場」(10:00~16:00)が現れます。お店やミニイベントも開催



生野島

船島

白水港

● 久万田

鮮度にこだわった海鮮丼や懐石風の和食がいただけます(要予約)



● 岡本醤油醸造場
昔ながらの製法で作る醤油。お土産にぜひ買って帰りたい



海と島の歴史資料館
大望月邸

HOGALAKA

フレスタの中にあるパン屋さん。がんすバーガーや島の果物を使ったパンがあります



大邸宅の屋根には荒波と家紋、そして望月の「月」の字を入れた特注の瓦が。廻船問屋としての誇りと財力を感じさせます

長島

長島大橋

大西港

WC P



● 和洋菓子一正堂

島でレモンケーキといえばここ。変わらぬ味で島民に愛されています



相原かまぼこ店



木江港交流倶楽部

かもめ館

螺旋階段の塔を登れば、空中廊下を通って金剛寺へ。そこから神峰山への登山口が続きます

旧木江ホテル

木造3階建てのうちの1軒。かつてはホテルとして営業していました

厳島神社

金比羅宮

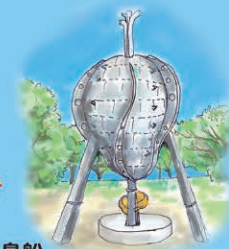
神峰山

金剛寺

木江の古い町並み

天の鳥船

鉄のゲージツ家・クマさんこと篠原勝之さんの巨大な作品



ホテル清風館

きのえ温泉

WC P



中ノ鼻灯台



赤いアクリル板のついでにどうの赤い光がこれはこの方に浅瀬があるという注意の合図だぞ。

大崎上島

ゴール

沖浦港

木江ふれあい郷土資料館

弓張岩

弓の名人、小早川冬平がこの岩に弓の弦をかけ海賊船に矢を放ったという逸話が伝わっています

木江のんびり島散歩コース

距離: 約7km 所要時間: 約2時間

 観光案内所  トイレ  お土産

※コースタイムには若干の見学・参拝時間も含まれています。

歩いて乗ってめぐる 島の魅力発見の旅

大崎上島町は広島県の竹原港からフェリーで約30分。瀬戸内海に浮かぶ人口約7000人の島です。古くから海上交通の要衝として発展し、造船で栄えた歴史があり、海にまつわる伝統文化や祭り、史跡が今も残っています。伝統行事「権伝馬競漕」が行われる島の夏祭りや花火大会は、毎年多くの観光客で賑わいます。

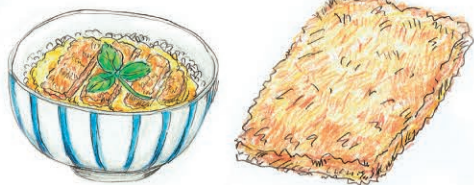
島の中でも特に木江地区は造船や、瀬戸内海を行き交う船の潮待ち、風待ちの港町として栄えました。大正から昭和にかけて宴会場やホテルとして作られた木造3階建ての建築がある町並みがいまも残り、なかでも5階建て住居は全国的にも珍しいものです。往時の賑わいに思いをはせながら、ぜひウォーキングしてみてください。岬の高台にある「きのえ温泉」は、海を一望する絶好のロケーションの温泉。海辺のリゾート気分を満喫でき、おすすめです。

大崎上島町ではレンタルの電動アシスト自転車、電動スクーター(いずれも要予約)のほか、

大崎上島町の

グルメ

ジモト食 がんす



がんすとは魚のすり身に野菜や香辛料を練り合わせてパン粉をつけて揚げたもの。呉市、広島市西部などでも作られていますが、大崎上島町の「相原かまぼ店」さんのがんすはコショウと玉ねぎが練り込んであり、ガツンと利かせたコショウの辛さが玉ねぎの甘さと魚のすり身の旨みを引き立てて絶妙なおいしさ。そのままでもいいけど、パンに挟んでバーガーにしたり、卵でとじて丼にするのもおすすめです。がんすは毎週火曜日に作られるので揚げたてを狙うなら、ぜひ火曜日に行ってみて！

相原かまぼ店 0846-67-5517 **A**



中ノ鼻灯台 **6**



明治27年から瀬戸内海の航海の安全を見守り続ける灯台。瀬戸内海の青と白亜の灯台、青空と白い雲、人気の撮影スポットの一つです。

木江ふれあい郷土資料館 **5**



船の形をした外観がユニークな郷土資料館。木江の歴史や船の諸備品が展示されています。

【営】9:00～16:00 【休】月曜日(祝日の場合は翌日)、年末年始 【料】大人200円、小人100円 【問】0846-62-0555(ホテル清風館)

神峰山 **9**



標高452.6mの山頂からは360°の大パノラマが楽しめます。3箇所の展望台からは瀬戸内海の115もの島々を見ることができます。

海と島の歴史資料館 大望月邸 **10**



昭和初期の内務大臣・望月圭介の生家。廻船問屋だった豪商の家だけに、ブラジルや東南アジアから取り寄せたという貴重な木材が使われた巨大な長屋門は見応えあり。蔵や土間は権伝馬など島の歴史や文化を学べる資料館になっています。

【営】9:00～17:00(入館は16時30分まで) 【休】月曜日(祝日の場合は翌日)、月末、年末年始 【料】一般200円、19歳以下110円、小学生以下無料 【問】0846-67-3229

ホテル清風館 きのえ温泉 **7**



ホテル清風館内にある日帰り温泉。眼下に広がる瀬戸内海を眺めながらの入浴は癒しのひとときです。

【営】10:30～14:30(受付) ※週に1回、風呂清掃の為、定休日あり。 【料】800円(税込) ※ご入浴感謝DAY(毎月5、15、25日)は入浴料500円(税込) 【問】0846-62-0555(ホテル清風館)

今すぐできる！ すぐトレ Vol.2

効果 脊柱起立筋を鍛える

腰痛予防のストレッチ

1 膝を立てた状態で仰向けに寝る。両肩はしっかり地面につける



2 肩が地面から浮かないように注意しながら両ひざを左右に倒す



※ 10往復
1日3セット行う

腰痛予防には腰の周りを支える筋肉の脊柱起立筋を鍛えることが大切です。腰痛のある方は無理のない程度にやってみましょう。

浜脇整形外科病院
理学療法士
井開小春さん

路線バスで島一周バスガイド

100円で島一周ができるお得なバス旅はいかが。島の魅力がよりリアルに感じられます。

【営】平日のみ1日2本運行(右回り⑤便、左回り⑥便)。各バス停より乗車。右回り1周約1時間20分。時刻表は大崎上島町HPでご確認ください。※予約不要。音声ガイド希望の場合は乗車時に運転手に伝えてください。

【料】運賃100円 ※音声ガイドは無料 【問】0846-62-0555(ホテル清風館)、0846-65-3531(さんようバス)



大崎上島町観光協会
円光 美樹さん

島を一周できる路線バスなどさまざまな交通手段をご用意しています。自分流の島旅を楽しんでください。

7月4日(火)	第1回監事会	国保会館
7月5日(水)	【広島県国保診療施設協議会】国保診療施設事務長研修会(ウェブ開催)	—
7月6日(木)	介護サービス苦情処理委員会	国保会館
7月7日(金)	中国地方事務担当者研究協議会	岡山市
7月11日(火)	【広島県保険者協議会と共催】データヘルスに関する研修会〔計画策定編〕	国保会館
7月12日(水)	徴収職員実務研修(不動産公売)(ハイブリッド開催)	国保会館
7月13日(木)	第1回理事会	国保会館
7月14日(金)	【広島県国保診療施設協議会】歯科保健部会・研修会	国保会館
7月20日(木)	柔道整復療養費審査委員会・合議	国保会館
7月20日(木)～24日(月)	国保診療報酬審査委員会・合議	国保会館
7月24日(月)	臨時総会	国保会館
	介護給付費等審査委員会・合議	国保会館
7月28日(金)	データヘルスの推進に向けたブロック別会議	国保会館
8月8日(火)	【広島県保険者協議会】 特定健診・特定保健指導に関する人材育成研修会〔技術編〕(ウェブ開催)	—
8月9日(水)	データヘルスの推進に向けたブロック別会議	福山市
8月17日(木)	柔道整復療養費審査委員会・合議	国保会館
8月19日(土)～23日(水)	国保診療報酬審査委員会・合議	国保会館
8月24日(木)	介護給付費等審査委員会・合議	国保会館
8月26日(土)	【広島県国保診療施設協議会】広島県国保診療施設地域医療学会	広島市 文化交流会館
8月29日(火)	柔道整復療養費担当者研修会	国保会館

実施状況(令和5年4月16日～6月15日)

4月15日(土)～19日(水)	国保診療報酬審査委員会・合議	国保会館
4月17日(月)	【広島県在宅保健福祉活動者の会】第1回理事会	国保会館
4月21日(金)	【中国地方国保診療施設協議会】監事会及び協議会	岡山市
4月24日(月)	徴収事務初任者研修(ウェブ開催)(～25日)	—
	介護給付費等審査委員会	国保会館
4月27日(木)	【広島県国保診療施設協議会】第1回看護管理者研修会及び事務研修会(ウェブ開催)	—
	介護サービス苦情処理委員会	国保会館
5月10日(水)	【広島県国保診療施設協議会】地域医療特別講座(広島国際大学 呉キャンパス)	呉市
5月16日(火)	【広島県保険者協議会】特定健診・特定保健指導に関する人材育成研修会〔基礎編〕(ウェブ開催)	—
	柔道整復療養費審査委員会・合議	国保会館
5月18日(木)・19日(金)・ 22日(月)～24日(水)	国保診療報酬審査委員会・合議	国保会館
5月24日(水)	介護給付費等審査委員会	国保会館
5月26日(金)	第三者行為求償事務研修会(基礎編)(ウェブ開催)	—
5月30日(火)	【広島県市町村保健活動協議会】第1回理事会(参集)、総会(書面開催)	国保会館
5月31日(水)～6月30日(金)	国保データベース(KDB)システム等操作説明会(業務サポート配信)	—
6月7日(水)	班長・係長徴収マネジメント研修(ハイブリッド開催)	国保会館
6月9日(金)	【広島県保険者協議会と共催】データヘルスに関する研修会(評価編)	国保会館
	【広島県国保診療施設協議会】地域医療特別講座(広島県立三次看護専門学校)	三次市
6月12日(月)	【広島県在宅保健福祉活動者の会】総会及び第1回研修会	国保会館
	【広島県国保診療施設協議会】第1回地域医療・学術部会(ウェブ開催)	—
6月15日(木)	柔道整復療養費審査委員会・合議	国保会館

Special Thanks

今月号の取材にご協力いただいた方
及び関係機関（順不同）

往診歯科おだ 院長	山木戸隆子さん
広島県健康福祉局医療介護政策課 課長	今井真由美さん
広島県総務局税務課 参事	早川泰広さん
広島県総務局税務課 主査	杉本美穂子さん
広島県総務局税務課 主査	櫻 浩代さん
西部県税事務所 主事	箕浦悠一郎さん
広島県健康福祉局国民健康保険課 主査	石川貴美さん
第三者行為求償事務アドバイザー	杉本真希子さん
吉島病院 総合内科・総合診療科医長	岸川暢介さん
大崎上島町観光協会	円光美樹さん
浜脇整形外科病院 理学療法士	井開小春さん

ご協力ありがとうございました。

編集後記

今年は平年に比べて8日、去年よりも13日早い梅雨入りだったようです。また、6月1日からは電気料金も値上げされ生活がまた少し窮屈になりましたね。雨や曇天の日が続く、洗濯物が乾かないのに、洗濯乾燥機を使うことも躊躇してしまい、毎日天気予報とにらめっこする日々が続いております。皆さまのお洗濯物事情はいかがでしょう。

お天気が不安定な日が続く、おうちで過ごす時間が増え、テレビをぼーっと見ていたら、料理番組で「しつとりやわらかい鶏ハムの調理法」が放送されていました。それを見てからというもの、いかに上手に調理できるかという探求心に火がつき、食卓に「鶏ハム」が並ばない日が無いほど、鶏ハム作りにはまってしまっていました。鶏ハムといえばパサパサしているイメージがあるかと思いますが、下準備や茹で時間・温度をほんの少し工夫することでしつとりやわらかく仕上げることができます。また、脂肪が少なく低カロリーな上、疲労回復効果も期待できると言われているので、心身の疲れがたまりやすい梅雨シーズンに調理して食べるのがおすすめです。

さて、今月の「ときめきウオーキング」では大崎上島町を取り上げています。7月、8月に行われる島のお祭りでは、200年以上続く伝統行事の「権伝馬競漕」を見ることが出来ます。ぜひ、この夏のおでかけに足を運んでみてはいかがでしょうか。（ぬ）

ひろしまの国保

【広島の国保】

2023.JULY No.819

令和5年6月26日発行（隔月発行）

発行／広島県国民健康保険団体連合会

〒730-8503 広島市中区東白島町19番49号 国保会館

TEL／082-554-0770

発行人・編集長／小松臣吾

編集・印刷／株式会社アドプレックス

バックナンバーも
ご覧になれます

広島の国保ホームページ

広島 国保

検索



国民健康保険・後期高齢者医療に加入の皆さんへ重要なお知らせです。

交通事故など**第三者行為**による
ケガなどの**治療**で被保険者証を使った時は

『市町等への連絡』と 『届出』をお願いします

第三者行為（交通事故・他人のペットに咬まれた・
傷害行為・食中毒など）によるケガなどの治療で
被保険者証を使ったときは、お住まいの市区町
または国保組合の窓口へ届出が必要です。



医療機関の窓口で支払った一部負担金以外の医療費は、保険者（市町・国保組合・後期高齢者医療広域連合）が一時的に立て替え、相手（損保会社等）に請求します。届出がないと、保険者の負担が増加し、保険料（税）の増額につながる場合がありますので、お住まいの市区町、国保組合の窓口へ届出が必要です。

交通事故など第三者行為に該当する場合は、

まずは、**加入する保険者の窓口** にお問い合わせください。

広島県・県内市町・国民健康保険組合・広島県後期高齢者医療広域連合

詳しくは ▶▶▶ [広島県 第三者行為](#) 🔍 検索

